

平成 29 年 9 月 20 日

一般社団法人電子情報技術産業協会  
会長 長榮 周作

### TPP11 の早期発効について

TPP は、関税分野のみならず、投資、知的財産権、電子商取引などの非関税分野においても、先進的なルールを構築する 21 世紀型の協定である。

近年、新興国を中心に、デジタル分野における保護主義的政策を進める国が拡大しており、事業において生じる情報の自由な流通を妨げたり、機密情報の開示を強制する動きが顕在化している。

しかしながら、今後、IoT 時代に我が国産業が国際競争力を強化し、アジア太平洋地域の成長を実現していくためには、情報が国境を越えて円滑に利活用できる環境が確保され、企業秘密が適切に保護されることが不可欠であり、国境を越える情報の移転の自由の確保、コンピュータ設備の自国内設置要求の禁止、ならびに、企業の機密情報たるソースコードの開示・移転要求の禁止という TPP 電子商取引章の 3 原則を早期にルール化することが極めて重要である。

当協会は、現在 11 か国で進められている TPP11 の交渉が電子商取引章の規定を維持した上で、2017 年 11 月に開催される APEC 首脳会談において合意されることを強く要望する。

併せて、TPP11 が、他の通商協定や、G7, G20, WTO などの国際的枠組みにおける今後のルール形成交渉における規範となり、電子商取引章の 3 原則がルールとして確立されていくことを期待する。

以上